

令和4年11月14日

公明党

厚生労働部会長 佐藤 英道 様

厚生労働部会長代理 山本 香苗 様

一般社団法人 日本在宅介護協会

会長 森 信介



令和5年度予算・税制・一般政策に関する要望書

日頃より当協会の活動にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

また、長引くコロナ禍において介護分野に対して適宜適切なお支援とご配慮を頂き、重ねて御礼申し上げます。

この度、令和5年度予算・税制・一般政策に関して下記の通り要望いたしますので、格別のご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

【前提】

要望にあたっての現状認識・基本的考え方

- ・介護サービスの質と量の安定提供及び、介護保険制度の持続性確保の為には、介護事業者の経営安定化が不可欠
- ・燃料費、食材費、工事費等、物価高騰によって、事業者の収支が圧迫されている
- ・人材不足が深刻な経営課題である一方、事業者の自助努力での待遇改善は限界
- ・基準緩和や業務効率化は事業者の支出抑制に繋がり、介護給付費削減にも寄与する
- ・介護業界でのクラスター発生や感染拡大は社会的影響が甚大であり、政策的支援が必要

【要望事項】

1. 介護従事者の処遇改善について

- 1) 介護・看護職等の更なる処遇改善が必要です。一過性の措置としてではなく、恒久的なものとして継続いただくようお願いいたします。
- 2) 現行の介護職員処遇改善加算について、対象とならない職種（管理者・ケアマネジャー・事務員等）が同一職場に混在していることによる不平等が生じています。対象職種を拡大いただきますようお願いいたします。
- 3) 併せて、介護職員処遇改善加算は使途を賃金に限定されていますが、事業者の判断によ

り、柔軟に採用や人材定着の為の研修費用などに充当できるよう、使途の拡大を要望いたします。

2. 有配偶者の女性介護従事者の更なる活躍を阻害する様々な「壁」について

(103万円の壁、106万円の壁、130万円の壁、150万円の壁)

本年10月3日の岸田総理所信表明演説では、経済政策のひとつとして「構造的な賃上げ」を掲げ、「公的価格においても、制度に応じて民間給与の伸びを踏まえた改善などを図るとともに、見える化を行いながら、看護、介護、保育をはじめ現場で働く方々の処遇改善や業務の効率化、負担軽減を進めます。」と述べられました。岸田総理は、本年2月より、介護職員の処遇改善拡充に取り組んでいただいております。また、最低賃金についても、全国平均を1,000円に引き上げていく方針のもと、今年度は3.3%の前年対比引き上げとなりました。

このような状況下、有配偶者が扶養範囲を超えないよう、賃金が上がった分、労働時間を減らす労働時間抑制・調整が、現場で進んでおります。特に、年末となる11～12月にこの傾向は顕著となり、現場の人材不足に拍車がかかっています。

政府が進める「構造的な賃上げ」政策を加速するためにも、このような現状の「壁」を超える後押し策が必要と考えます。

3. 基準緩和・要件緩和について

(居宅介護支援)

1) 介護職員やケアマネジャーの不足は深刻な状況であり、介護事業者は新たな人材確保と並行して、限られた人員を最大限有効に活用していくことが求められます。ケアマネジャーの配置については昨年度介護報酬改定で逡減制が導入されましたが、1人につき利用者35名までという基準は残されたままです。オンラインによる定期訪問の継続など、ICTの活用を更に推し進めることで利用者上限を緩和することができれば、専門職の人材不足にも資すると考えます。また、ケアマネジャーの資格要件(5年以上の実務経験、5年ごとの更新、受験時・更新時の費用負担@4～5万円)も障壁が高く、この点についても緩和いただくよう要望いたします。

(訪問介護サービス)

2) サービス提供責任者(以下、「サ責」)は利用者40名ごとに1人を配置する必要がありますが、利用者は要介護度や利用回数に関わらず1名とカウントされるため、サ責の増員を避けるためにサービス単価の低い総合事業の利用者を敬遠する誘因になり得ます。介護事業者が総合事業を積極的に受け入れていく為には、総合事業の利用者のカウント方法について大幅に緩和していただく必要があると考えます。

3) 訪問介護サービスにおける特定事業所加算は、質の高い介護サービスの提供に向けた取組を実施している事業所を評価する加算であり、努力が報われるインセンティブとして有用な仕組みであると認識しています。この取組を一層推進するためにも、処遇改善加算やサービス提供体制強化加算と同様に、区分支給限度額の算定対象外とするよう要望いたします。

(通所、入所等サービス)

4)生活相談員の配置基準について、サービス提供中の救急搬送の付き添いなど、突発的な事情で職場を離れる場合であっても「未配置」とみなされるケースがあります。サービス提供に付随した業務に従事している場合も、人員配置とみなしていただくことを要望いたします。また、自治体により生活相談員の資格要件に違いがあるため、自治体をまたぐ異動や再就職の際に支障をきたす事例が散見されます。これを防ぐため、生活相談員に「介護福祉士」を追加したうえで統一することを要望いたします。

(訪問入浴サービス)

5)訪問介護や訪問看護、訪問診療で使用する車両は道交法で規定する駐車許可の対象ですが、訪問入浴介護サービスで使用する車両のみ対象外となっています。その為、止む無く、所轄警察署で道路使用許可証を取得していますが、費用負担が重く、使用料も警察署によって異なる等、申請も煩雑です。訪問入浴介護の利用者は重度者が多く、健康保持にとって不可欠のサービスであることから、他サービスと同様に駐車許可の対象車両としていただきたく要望いたします。

4. 新型コロナウイルス感染症対策について

- 1)感染対策に関わる衛生用品・備品の費用負担についての補助等措置に係る申請手続は、コロナ禍における現場の負担を軽減するために、更なる簡素化をお願いいたします。
- 2)また、介護職員は常に不安を感じながらも責任感と使命感によって、献身的に業務を継続しています。特に訪問系のサービスでは、陽性の疑いがある利用者であっても、その生活と生命を維持するためにはサービス継続が不可欠です。その為、介護職員は自らの感染リスクを極力避けるため、家族と離れて過ごしたり、外出を制限したり、様々な制約を受けながら生活しています。長期化するコロナ禍で業務を継続してもらうために、感染対策経費を盛り込んだ報酬体系としていただくことを要望いたします。

以上

<ご参考：一般社団法人日本在宅介護協会について>

■沿革

- 1988年 「全国入浴福祉事業協議会」設立
- 1989年 「全国在宅介護事業協議会」設立
- 1998年 両団体が合併して「日本在宅サービス事業者協会」設立
- 2002年 新法施行に伴い「有限責任中間法人日本在宅介護協会」に改組
- 2009年 法改正に伴い「一般社団法人日本在宅介護協会」に改組

■会員数

- 会員法人数 : 約 230 法人
- 合計事業所数: 約 11,000 事業所
- 合計従業員数: 約 150,000 人

■理事・監事名簿

	氏名	所属	役職
会長	森 信介	株式会社ニチイ学館	代表取締役社長執行役員
副会長	北村 政美	ロングライフ・ホールディング株式会社	取締役会長
副会長	稲葉 雅之	有限会社伊豆介護センター	代表取締役社長
専務理事	香取 幹	株式会社やさしい手	代表取締役社長
常任理事	森山 典明	アースサポート株式会社	代表取締役社長
常任理事	菊井 徹也	SOMPO ケア株式会社	取締役執行役員 CMO
常任理事	村木 剛	株式会社ベネッセスタイルケア	執行役員 在宅事業本部長
常任理事	青木 文恵	ミアヘルサホールディングス株式会社	代表取締役社長
理事	宇田川 智子	株式会社アイケア	代表取締役社長
理事	佐々木 昇	麻生介護サービス株式会社	常務取締役
理事	福田 光正	株式会社エルフ	代表取締役社長
理事	毎田 糸美	コウダイケアサービス株式会社	代表取締役
理事	成田 英彰	株式会社全労済ウィック	代表取締役専務
理事	熊谷 敬	総合警備保障株式会社	取締役常務執行役員
理事	小林 由憲	株式会社大起エンゼルヘルプ	代表取締役社長
理事	高島 毅	株式会社ツクイ	代表取締役社長
理事	室井 勝一郎	東京海上日動ベターライフサービス株式会社	執行役員 在宅介護事業部長
理事	坂口 哲也	パナソニック エイジフリー株式会社	代表取締役社長
理事	山本 教雄	メディカル・ケア・サービス株式会社	代表取締役社長
監事	福原 俊晴	株式会社ケアサービス	代表取締役社長
監事	瀧井 創	セントケア・ホールディング株式会社	常務取締役執行役員
監事	浅野 由美	株式会社デベロ	専務取締役

(理事及び監事は社名 50 音順)